

技術提案書作成要領

(総合評価落札方式)

1 技術提案書の構成

- (1) 技術提案書の構成は、次のとおりとする。
- | | | | |
|--------------------|-------------------|------------------|---------------------------|
| ア | 提出文書 | 別記様式 1 | |
| イ | 提出添付書類一覧 | 別記様式 1 の 1 | |
| ウ | 企業の事業実績 | 別記様式 2 | |
| エ | 技術者等の経験・資格 | 別記様式 3 の 1、3 の 2 | |
| オ | 企業の信頼性、企業の地域貢献 | 別記様式 4 の 1、4 の 2 | |
| カ | 事業期間の設定 | 別記様式 5 | |
| キ | 工程管理 | 別記様式 6 | |
| ク | 自然環境等への配慮（課題への対応） | 別記様式 7 | } 技術提案に係る事項
(標準型の場合のみ) |
| ケ | 労働災害防止の取組 | 別記様式 8 | |
| コ | 一貫作業における効率化の工夫の取組 | 別記様式 9 | |
| ※コについては一貫作業の場合のみ該当 | | | |
| タ | 賃上げの実施を表明した企業等 | 別記様式 10 | |
| チ | 従業員への賃金引上げ実績整理表 | 別記様式 11 | } 賃上げ実施の確認時に
提出 |
| ツ | 賃金引上げ計画の達成について | 別記様式 12 | |
- (2) 技術提案書のサイズは A 4 とする。
- (3) 技術提案書の内容は、簡潔に記載するものとする。

2 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当しない事項については記載しない。

なお、当該年度内の初回の入札公告において提出した添付書類については、内容に異同がなく、提出先が同じ署等に限り、当該年度内の 2 回目以降の入札から、「提出添付書類一覧」（別記様式 1 の 1）に必要事項を記載し提出することで添付書類の提出を省略することができるものとする。

(省略する添付書類は、入札公告の年度によって対象年度が違ってくることに留意すること)

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 企業の事業実績 (別記様式 2)	① 同種事業実績 ア 森林管理署または森林管理署支署（以下、この技術提案書作成要領において「森林管理署等」という。）及び、森林管理署等以外の国の機関又は、地方自治体と、平成 23 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの過去 15 年間（年度単位）に、元請けとして完成、引き渡し完了した同種事業の実績の中から代表的なもの 1 件について、事業名称、発注機関名、場所、契約金額、履行期限、受注形態（単体又は、J V（共同事業体（以下、「J V」という。））を選択）、作業種（作業種、事業量等）を記載する。 (※総合評価落札方式に係る同種事業実績については、公的機関での事業実績を対象としており、競争参加資格確認資料において認めている自己山林での実績は、加算点を付与しない。なお、独立行政法人については国の機関に、旧緑資源機構及び県林業公社については地方自治体に、それぞれ準ずる扱いとする。) イ 事業実績を証明する資料として、森林管理署等及び森林管理署等以外の国の機関又は地方自治体と締結した、契約書の写し又は、事業内容が確認でき

	る資料（設計図書等で設計条件が確認できる部分）を添付する。 ウ 同種事業として記載した事業が「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け林国業第244号林野庁長官通知。以下「事業成績評定」という。）に基づく事業成績評定を実施したものである場合には、事業成績評定通知書の写しを添付する。なお、評定点が65点未満のものは、同種事業実績として認めない。 エ J V構成員としての同種事業実績は、上記アからウに準じ、すべての構成員毎に実績を提出する。 ② 事業成績評定 ア 事業成績評定については、完成検査年月日の属する年度で区切り、令和6年4月1日～令和8年3月31日までの過去2年間（年度単位）に九州森林管理局管内の森林管理署等から事業成績評定を受けたすべての事業名、評定点を記載し、その平均点も併せて記載する。 イ 証明資料として、上記アで記載した全ての事業成績評定通知書の写しを添付する。 ③ 表彰実績 ア 平成28年4月1日～令和8年3月31日までの過去10年間（年度単位）に、造林事業、生産事業（間伐コンクールを含む。）における農林水産省、農林水産省以外の国の機関又は、地方自治体の長の優良事業表彰の実績を記載する。（複数表彰実績がある場合は、最も上位の表彰実績を一つ記載すれば良い。） イ 証明資料として、当該表彰実績を証明できる表彰状の写しなどを添付する。 ④ 地理的条件 事業実行地と同一県又は、隣接県に所在する本店、支店又は営業所の有無を選択する。「有」の場合は所在県名を記載する。 ④ 低入札の有無 ア 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの過去1年間（年度単位）における低入札の実績の有無について選択項目のいずれかを選択する。 イ 低入札の実績がある場合は、低入札の調査対象となった事業の事業成績評定通知書の写しを添付する。
（2）技術者等の経験・資格 （別記様式3の1）	① 配置予定現場代理人 配置予定現場代理人の氏名、生年月日、最終学歴、資格、免許等を記載する。なお、配置予定現場代理人が複数の場合は、現場代理人毎に本様式を作成する。 （※配置予定現場代理人が複数の場合の評価については、各人のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。） ② 配置予定現場代理人の事業経験の概要 ア 現場代理人としての経験は、平成23年4月1日～令和8年3月31日までの過去15年間（年度単位）に、元請けとして完成・引き渡し完了した公的機関発注の同種事業に従事した代表的なものについて1件記載する。 イ 事業経験を証明する資料として、森林管理署等及び森林管理署等以外の国の機関又は地方自治体と締結した契約書の写し及び、現場代理人として事業に従事したことが確認できる資料（発注者に提出している現場代理人の届出書等の写し又は、現場代理人の氏名が記載された事業成績評定通知書）を添付する。 ウ なお、本事業において現場代理人としての経験がない者を予定者とする場合には、同種事業に3年以上従事した経験を有し、保育間伐（活用型）にあっては選木技術を取得した者であることなどの入札参加資格要件を満たして

(別記様式 3 の 2)	いる必要があり、3 年分の同種事業の契約書の写し、発注者に提出している従業員届けの写し等、経験の確認できる書類を添付する。 (※本事業において現場代理人の経験がない者を予定する場合は、加算点は付与しない。) ③申請時における他事業への従事状況 配置予定現場代理人について、申請時に従事しているすべての事業の従事状況を記載し、本事業を落札した場合に現場代理人として配置する際の対応措置等を記載する。 (※契約締結後、やむを得ず現場代理人を変更する場合は、発注者との協議により同種事業の経験として評価を受けた者と同等以上の者を配置しなければならない。) ④有資格者の状況 ア 企業において次の資格を有する者を記載する。(代表者など事業実施に当たり指導的立場にある者を含む。) 資格の種類：技術士・技術士補(森林部門、環境部門) ：林業技士(林業機械部門、林業経営部門、森林環境部門、作業道作設部門、森林土木部門) ：森林総合監理士 ：職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」技能士(1 級、2 級) イ 保有資格者が社員であることが確認できること。 ウ 保有資格者の資格を証明できる資料(免許証、証明書等の写し)を添付する。 ⑤研修等の受講状況 ア 研修等の対象は、 ・ 林野庁森林技術総合研修所実施の「低コスト作業システム研修」及び、「低コスト作業路技術者養成研修」 ・ 林野庁補助事業(先進林業機械導入・オペレーター養成促進緊急対策事業及び森林作業システム高度技能者育成事業)に基づく指定法人実施の「森林作業道指導者研修(上級・中級)」及び、「森林作業道作設オペレーター研修(初級)」、「高度架線技能者育成研修(集材機・タワーヤーダ)」 ・ 地方自治体、大学が実施した低コスト作業システム等の研修に係る受講者について記載する。 (上記以外で地方自治体、林業関係団体等が実施した研修は対象外とする。) イ 研修受講者が社員であることが確認できること。 ウ 証明資料として、当該研修等の受講内容を証明できる資料(修了証書等)を添付する。 ⑥配置予定現場代理人の継続教育(CPD)の取組状況 ア 配置予定現場代理人の森林分野(専門分野)の継続教育(CPD)の取組状況の実績を対象とし、当該CPDの取組実績を造林・素材生産に係る専門分野を含む専門分野及び、それ以外の専門分野に区分し、それぞれについて令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間の累計取得ポイント数(CPD 時間)を記載する。 イ 森林分野(専門分野)の継続教育(CPD)は、(公社)森林・自然環境技術教育研究センター実施の森林分野の継続教育(CPD)とする。 ウ なお、配置予定技術者に限らず、企業の代表者または事業に従事する職員の中に CPD ポイント取得者がいる場合も対象とすることができる。この場合、CPD ポイント取得者 1 名についての氏名、累計取得ポイント数を記載する。 エ CPD ポイント取得者が個人(社員)であることが確認できること。
--------------	--

	オ 証明資料として、受講時間・取得ポイントを証明できる書面を添付する。
(3) 企業の信頼性 (別記様式4の1)	①伐採・造林に関する行動規範 ア 伐採・造林に関する行動規範について自ら策定しているか、又は所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守しているかを記載する。 イ 証明資料として、策定した行動規範の写し、又は所属する業界団体等が作成した行動規範等の写しを添付する。 ②作業員の月給制 ア 当該事業に配置される作業員で、直接雇用で常用雇用者について、賃金の支払い方法により日給、日給月給又は月給の別を記載する。 イ 「適否」欄については、月給制の場合に「適」と記載する。 ウ 「備考」欄については、「適とする作業員数」を常用雇用者数で除した割合(%)を記載する。 ③作業員の雇用形態 ア 当該事業に配置されるすべての作業員の雇用形態について、直接雇用者又は下請企業の雇用者別、また、常雇・臨時別に記載する。 イ 「常雇・臨時別」欄については、「直接雇用・下請別」欄の直接雇用者と記載した場合に限り常雇又は臨時別に記載する。 ウ 「適否」欄については、直接雇用者で、かつ常雇の場合に「適」と記載する。 エ 「備考」欄には、「適とする作業員数」を「合計作業員数」で除した割合(%)を記載する。 (※契約締結後、やむを得ず作業員を変更する場合は、発注者との協議により申請時に提出した作業員の雇用形態で評価した同等以上の者を原則従事させなければならない。(例 直接雇用者・常雇→直接雇用者・常雇又は下請の雇用者→直接雇用者・臨時等)) ④労働福祉の状況 ア 当該事業に配置されるすべての作業員について、林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約締結の実績の有無を記載する。 イ 証明資料として、退職金共済契約を締結している作業員毎の退職金共済契約締結の確認できる資料(作業員毎の退職金共済手帳の写し)を添付する。 ⑤働き方改革の取組状況 ア 働き方改革が閣議決定された平成30年4月以降、現場従事者の技術向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等に企業として取り組んだ状況を記載する。 証明資料として、当該研修等の受講等に取り組んだ内容を証明できる資料(領収書等)を添付すること。 イ 現場作業員の休暇日数の確保に向けた取組の有無を記載する。 証明資料として、就業の基本ルール(就業規則等)を添付すること。 ⑥ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・えるぼし認定(プラチナえるぼしを含む)、次世代育成支援対策法に基づくくるみん認定(トライ・プラチナくるみんを含む)、若者雇用促進法に基づくユースエール認定の有無について記載する。 証明資料として、該当する認定通知書の写し、行動計画策定届けの写しを添付すること。 なお、女性活躍推進法に基づく、えるぼし認定(プラチナえるぼしを含む)及び、次世代育成支援対策法に基づくくるみん認定(プラチナくるみんを含む)については、一般事業主行動計画の策定義務がない企業(努力義務の企業)のみ評価の対象とする。

(別記様式 10)	(※該当する取組が複数ある場合には、評価点の最も高いもので評価する。) ⑦不誠実な行為の有無 入札公告日の前日から起算して過去 2 年間の国有林野事業における指名停止処分の有無について記載する。 ⑧労働災害の有無 入札公告日の前日から起算して過去 2 年間の休業 4 日以上労働災害発生の有無について記載する。 ⑨労働安全対策への取組の有無 ア 入札公告日の前日までに労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントへの取組の有無について記載する。 イ 証明資料として、労働安全コンサルタントによる安全診断の実施結果又はリスクアセスメント一覧表等取組が分かる資料を添付する。 ⑩業務災害補償保険（労災上乗せ保険）への加入の有無 ア 入札公告日の前日までに作業員を補償対象とした業務災害補償保険（労災上乗せ保険）への加入の有無について記載する。 イ 証明資料として、保険証券等の写しを添付すること。 ⑪林業経営体登録の有無 「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（H24. 2. 28 林野庁長官通知）に基づく認定の有無について記載する。 証明資料として、認定通知書等の写しを添付すること。 ⑫生分解性潤滑油の使用の取組（簡易型のみ） チェーンソーを使用する場合、生分解性のチェーンソーオイルのみの使用の有無について記載する。 証明資料として、生分解性であることが確認できる写真等を添付すること。 ⑬賃上げの実施を表明した企業等 加点を希望する場合は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出すること。また、中小企業等については、表明書とあわせて直近事業年度の「法人税申告書別表 1」を添付すること。
(4) 企業の地域貢献 (別記様式 4 の 2)	①国土緑化協力の実績 ア 分収育林及び分収造林の契約実績（過去の実績を含む）又は、国土緑化活動に対する農林水産省、農林水産省以外の国の機関若しくは地方自治体の長からの表彰や感謝状授与の実績の有無を記載する。 イ 分収育林契約者又は、分収造林契約者の氏名は、企業との関係を確認すること。 ウ 証明資料として、分収育林契約書又は証書、表彰状又は感謝状、分収造林契約書など、実績が確認できる書類の写しを添付する。 ②ボランティア活動の実績 ア 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの過去 2 年間（年度単位）におけるボランティア活動について、農林水産省、農林水産省以外の国の機関又は地方自治体の長からの活動証明書、表彰又は感謝状授与の実績の有無を記載する。 (※企業の地元公民館や学校、自治会など、上記ア以外の主催するボランティア活動は対象とならない。) イ 証明資料として、活動証明書、表彰状又は感謝状など、実績が確認できる

	書類の写しを添付する。 ③シカ被害対策活動の実績 ア 令和6年4月1日～入札公告日の前日までの間に、九州森林管理局管内において、事業体が実施主体となり国、地方公共団体等が実施するシカ被害対策活動に、ボランティアとして直接協力した実績の有無を記載する。 イ 対象となる活動は、ハンター等が通行する林道・歩道の整備（除雪を含む）、勢子や安全対策として見張りを実施、物資の運搬に必要な車両の無償提供、農地・果樹園その他地域周辺の捕獲罠の設置、放置されている残滓の処理等とする。 （※事業体がシカ対策費として地方公共団体等へ行った寄付及び、有料で猟友会等にシカ捕獲を依頼したもの、事業体の従業員が個人的に実施した被害対策活動、事業体が有害鳥獣駆除の助成金を受ける目的で実施した活動などは、対象とならない。） ウ 証明資料として、国の機関、地方公共団体又は、猟友会等の証明書（任意の様式で可）の写し、若しくは事業体自らが撮影した写真（事業体名、日付け、活動内容等、状況が確認できる写真）等、活動実績の確認できる資料を添付する。 ⑤ 森林経営管理法に基づく経営管理実施権等の有無 ア 森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定の有無、森林経営管理法第36条第2項又は44条第2項の要件に適合する者として当該都道府県から公表の有無、森林経営管理法に基づき市町村が定めた集約化構想（その期間が満了していないものに限る。）において同法第43条第3項第2号に掲げる適合事業者としての有無、又は森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定の有無、育成を図る林業経営体として県知事からの選定の有無について記載する。 イ 証明資料として、県のホームページ公表箇所、選定通知書等の写しを添付する。 ⑤作業員の地元雇用 ア 当該事業に配置されるすべての作業員の居住地の市町村について記載する。 イ 「適否」欄については、発注森林管理署等が所在する県又は隣接する県内に居住している場合に「適」と記載する。 ウ 「備考」欄には、「適とする作業員数」を「合計作業員数」で除した割合（％）を記載する。
（5）事業計画の妥当性・適切性 （別記様式5～9）	【以下、標準型の場合のみ】 ・技術提案書の作成にあたっては、各様式毎の提案内容がそれぞれの様式1枚以内となるよう、簡潔に記載すること。また、参考図書を添付する場合は、各項目につきA4用紙で2枚程度とすること。 なお、複数年度にわたる事業の場合、複数年の期間を活かした提案を記載すること。 （提案内容が複数枚に及ぶ場合及び、参考図書が大量に添付されているものは、評価しない場合がある。） ① 事業期間の設定 入札公告に示した事業期間（履行期間）に対して、品質確保を含め効率的と認められる技術提案について記載する。 ② 工程管理 入札公告に示した事業について、事業目的を確実に効果的に達成するための技術提案（工夫・取組）について記載する。 ③ 自然環境等への配慮（課題への対応） 設計図書に示された事業実施上の課題（留意事項等）を実施するための効果的な技術提案（工夫・取組）について記載する。

	④ 労働災害防止の取組 事業実行に当たっての安全対策等についての効果的な技術提案（工夫・取組）について記載する。 ⑥ 一貫作業における効率化の工夫の取組（一貫作業の場合） 造林経費の削減及び造林作業の省力・省略化についての効果的な技術提案（工夫・取組）について記載する。
--	--

3. 総合評価落札方式に関する事項

評価基準等

本事業の総合評価に関する評価基準並びに標準点及び加算点は次のとおりとする。

ア 必須項目（標準点）の基準

評価項目	評価基準	評価点
実施体制	① 入札公告に記載された事業内容のとりの事業計画となっているか。 ② 事業実施に必要な有資格者を有しているか。	配点 +100点

イ 加点項目（加算点）の基準

評価項目	評価基準	評価点
【標準型の場合のみ】		
【事業計画の妥当性・適切性】		配点 0～19点
事業期間の設定	事業期間の設定にあたっての工夫が多くみられ、その取組みが事業実行上極めて効率的と認められる。	2点
	事業期間の設定にあたっての工夫がみられ、その取組みが事業実行上効率的と認められる。	1点
	標準案による事業実行。	0点
工程管理	生産性の向上をはじめ、資源の有効活用にも配慮しつつ、工程管理についての工夫が多くみられ、その取組みが事業実行上極めて効果的と認められる。	2点
	工程管理についての工夫がみられ、その取組みが事業実行上効果的と認められる。	1点
	標準案による事業実行。	0点
自然環境等への配慮（課題への対応）	設計図書に示された事業実施上の課題（留意事項等）に対する取組みに工夫が多くみられ、その取組みが事業実行上極めて効果的と認められる。	2点
	設計図書に示された事業実施上の課題（留意事項等）に対する取組みに工夫がみられ、その取組みが事業実行上効果的と認められる。	1点
	標準案による事業実行。	0点
労働災害防止の取組	労働災害防止についての工夫が多くみられ、その取組みが労働災害の未然防止に極めて効果的と認められる。	3点
	労働災害防止についての工夫がみられ、その取組みが労働災害の未然防止に効果的と認められる。	1点
	標準案による事業実行。	

		0 点
一貫作業における効率化の工夫の取組 (一貫作業の場合に限る)	造林経費削減のための提案がされ、極めて具体的で工夫が見られる。	2 点
	造林経費削減のための提案がされ、具体的で工夫が見られる。	1 点
	標準案による事業実行。	0 点
	造林作業の省力・省略化の提案がされ、極めて具体的で工夫が見られる。	2 点
	造林作業の省力・省略化の提案がされ、具体的で工夫が見られる。	1 点
	標準案による事業実行。	0 点
複数年度にわたる事業における効率化の工夫や一貫作業における植栽計画の明確化による、種苗生産業者の安定的な供給体制構築への貢献 (複数年度にわたる事業の場合に限る)	複数年の事業期間を活かした作業員や機械の配置等、効率的な作業システムについて提案内容が具体的であり工夫が見られる。	2 点
	複数年の事業期間を活かした作業員や機械の配置等、効率的な作業システムについて提案はあるが具体的でない。	1 点
	提案されていない。	0 点
	効率的かつ低コストで耐久性の高い森林作業道の計画・施行及び保全管理への配慮について提案内容が具体的であり工夫が見られる。	2 点
	効率的かつ低コストで耐久性の高い森林作業道の計画・施行及び保全管理への配慮について提案はあるが具体的でない。	1 点
	提案されていない。	0 点
	(植栽を含む一貫作業の場合) 年度ごとにおける主伐・再造林箇所の伐採及び植栽時期・苗木本数を特定し、計画的な植栽が行えるような年次計画（種苗生産事業者の安定的供給体制構築への寄与）について年次ごとの植栽計画（本数・時期）が具体的に提案されている。	2 点
	(植栽を含む一貫作業の場合) 年度ごとにおける主伐・再造林箇所の伐採及び植栽時期・苗木本数を特定し、計画的な植栽が行えるような年次計画（種苗生産事業者の安定的供給体制構築への寄与）について提案はあるが具体的でない。 提案されていない。	1 点 0 点
【以下、標準型及び簡易型共通】		
【企業の事業実績】		配点 0～16 点
同種事業の実績（過去 15 年間）	森林管理署等国の機関、地方自治体の発注事業の実績がある。	2 点
	森林管理署等国の機関、地方自治体の発注事業の実績がない。	0 点
事業成績評定点（過去 2 年間の平均点）	90 点以上。	4 点
	85 点以上 90 点未満。	3 点
	80 点以上 85 点未満。	2 点
	75 点以上 80 点未満。	

	65 点以上 75 点未満。	1 点
		0 点
優良事業に対する表彰の有無（過去 10 年間）	過去 5 年間に、国有林再造林・間伐コンクールの表彰を受けたことがある。	3 点
	上記以外の場合で、造林事業・生産事業（間伐コンクールを含む。）において、農林水産省、農林水産省以外の国の機関又は地方自治体の長の表彰を受けたことがある。	2 点
	表彰を受けたことがない。	0 点
本店、支店又は営業所の所在地の有無	事業実行地と同一県又は隣接県に本店がある。	4 点
	事業実行地と同一県又は隣接県に支店又は営業所がある。	2 点
	事業実行地と同一県又は隣接県に本店、支店又は営業所がない。	0 点
低入札の有無（過去 1 年間）	低入札の調査対象となったことがない。又は、低入札の調査対象となった事業の事業成績評定点がすべて 85 点以上である。	3 点
	低入札の調査対象となり、かついずれかの事業成績評定点が 85 点未満である。	0 点
【技術者等の経験・資格】		配点 0～11 点
配置予定技術者の事業経験（過去 15 年間）	森林管理署等国の機関及び地方自治体発注の同種事業の経験がある。	2 点
	森林管理署等国の機関及び地方自治体発注の同種事業の経験がない。	0 点
配置予定技術者等の保有資格	技術士・技術士補及び林業技士、森林総合監理士を有する者がいる。	2 点
	技術士・技術士補及び林業技士、森林総合監理士を有する者がいない。	0 点
	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち 1 級技能士又は 2 級技能士の資格を有している者がいる。	2 点
	資格を有する者がいない。	0 点
研修等の受講状況	低コスト作業システム研修、低コスト作業路技術者養成研修、若しくは森林作業道指導者研修（上級・中級）、又は高度架線技能者育成研修のうち集材機研修の受講者がいる、	2 点
	森林作業道作設オペレーター研修（初級）若しくは地方自治体・大学主催の低コスト作業システム等に係る研修、又は高度架線技能者育成研修のうちタワーヤード研修の受講者がいる。	1 点
	研修受講者がいない。	0 点
配置予定技術者等の継続教育（CPD）の有無（過去 3 年）	造林・素材生産に係る技術を含む専門分野の CPD の取組実績が累計で 20 CPD 以上ある。	3 点
	造林・素材生産に係る技術を含む専門分野の CPD の取組実績がある。	2 点
	造林・素材生産に係る技術を含む専門分野以外の専門分野の CPD の取組実績がある。	1 点
	CPD の取組実績がない。	0 点
【企業の信頼性】		配点 0～34 点
伐採・造林に関する行動規範	伐採・造林に関する行動規範を自ら策定している、又は所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守している。	3 点
	伐採・造林に関する行動規範を策定していない、また所属する業	

	界団体等が作成した行動規範等を遵守していない。	0 点
月給制への対応	現場作業に従事する作業員全員（臨時雇用者・下請の雇用者を除く）に月給制を導入している。	2 点
	現場作業に従事する作業員の一部（臨時雇用者・下請の雇用者を除く）に月給制を導入している。	1 点
	現場作業に従事する作業員（臨時雇用者・下請の雇用者を除く）に月給制が導入されていない。	0 点
作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の過半数が直接雇用、かつ常用雇用者である。	4 点
	事業に従事する作業員の過半数が臨時雇用者であるか、又は下請の雇用者である。	0 点
労働福祉の状況	従業員全員について、林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約を締結している。	3 点
	従業員全員又は一部について、林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約を締結していない。	0 点
働き方改革の取組	働き方改革が閣議決定された平成 30 年 4 月以降、現場従事者の技術向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等に企業として取り組んでいる。	3 点
	取り組んでいない。	0 点
	現場作業員の休暇日数の確保に取り組んでいる。	2 点
	取り組んでいない。	0 点
不誠実な行為の有無 （過去 2 年間）	国有林野事業における指名停止処分を受けたことがない。	0 点
	国有林野事業における指名停止処分を受けたことがある。	-2 点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況 （申請書提出時点における、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・「えるぼし認定企業」（注 1）、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業」（注 2）、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の取組状況）	次のいずれかに該当する企業である。 ① 「プラチナえるぼし認定企業」又は「えるぼし認定企業」の申請に係る一般事業主行動計画を策定・届出し、5 つの認定基準を全て満たしその実績を厚労省のウェブサイト公表している。 ② 「プラチナくるみん認定企業」である。 ③ 「ユースエール認定企業」である。	1 点
	次に該当する企業である。 「えるぼし認定企業」の申請に係る一般事業主行動計画を策定・届出し、5 つの認定基準のうち 3 つ又は 4 つの基準を満たしその実績を厚労省のウェブサイト公表している。	1 点
	次のいずれかに該当する企業である。 ① 「えるぼし認定企業」の申請に係る一般事業主行動計画を策定・届出し、5 つの認定基準のうち 1 つ又は 2 つの基準を満たしその実績を厚労省のウェブサイト公表している。若しくは一般事業主行動計画を策定している。 ② 「くるみん・トライくるみん認定企業」である。	1 点
	上記のいずれにも該当しない。	0 点
安全対策（過去 2 年間）	休業 4 日以上労働災害がない。	5 点
	休業 4 日以上労働災害がある。	0 点

労働安全対策への取組	労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントに取り組んでいる。	3 点
	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる。	2 点
	労働安全コンサルタントによる安全診断、リスクアセスメントのいずれにも取り組んでいない。	0 点
業務災害補償保険（労災上乗せ保険）への加入の有無	作業員を補償対象とした業務災害補償保険（労災上乗せ保険）に加入している。	2 点
	作業員を補償対象とした業務災害補償保険（労災上乗せ保険）には加入していない。	0 点
林業経営体登録の有無	「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（H24. 2. 28 長官通知）に基づく認定をうけている。	1 点
	「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（H24. 2. 28 長官通知）に基づく認定をうけていない。	0 点
生分解性潤滑油の使用の取組 (簡易型のみ)	チェーンソーを使用する場合、生分解性のチェーンソーオイルのみを使用する。	1 点
	チェーンソーを使用する場合、生分解性のチェーンソーオイルを使用しない。	0 点
賃上げの実施を表明した企業等 () は簡易型の場合	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	5 点 (4 点)
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1. 5 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】	
	上記内容に該当しない。	0 点
	賃上げの実績が賃上げの基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間に該当する。	-6 点 (-5 点)
【企業の地域貢献】		配点 0～14 点
国土緑化活動に対する取組	分収育林契約者、分収造林契約者又は国土緑化活動に対する農林水産省、農林水産省以外の国機関、地方自治体の長の表彰又は感謝状を受けたことがある。	2 点
	表彰又は感謝状を受けたことがない。	0 点
ボランティア活動による地域貢献（過去 2 年間）	ボランティア活動について、農林水産省、農林水産省以外の国の機関、地方自治体の長の表彰又は感謝状を受けたことがある。	2 点
	表彰又は感謝状を受けたことがない。	0 点
シカ被害対策活動実績（過去 2 年間）	九州森林管理局管内において、事業体の実施主体となりシカ被害対策活動にボランティアで貢献した実績がある。	2 点
	シカ被害対策活動に貢献した実績がない。	0 点
森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定等	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている。 (森林経営管理法第 36 条第 2 項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表された者に限る)	4 点
	当該都道府県の知事から森林経営管理法第 36 条第 2 項の要件に適合する者として選定され公表されている。	2 点

作業員の地元雇用	当該都道府県において「育成を図る林業経営体」（H30.2.6 林野庁長官通知）として選定されている。	1 点
	上記のいずれにも該当しない。	0 点
	事業に従事する作業員の 7 割以上が当該森林管理署が所在する県又は隣接する県内に居住している。	4 点
	事業に従事する作業員の過半数が当該森林管理署が所在する県又は隣接する県内に居住している。	2 点
	事業に従事する作業員の過半数が当該森林管理署が所在する県又は隣接する県以外に居住している。	0 点

(注 1) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・えるぼし認定企業は、努力義務の企業（常時雇用する従業員が 100 人以下の企業）を評価の対象とする。

(注 2) 次世代法に基づくくるみん・トライくるみん認定企業及び、プラチナくるみん認定企業は、努力義務の企業（常時雇用する従業員が 100 人以下の企業）を評価の対象とする。